

10. 交通・道路・輸送関連

資料10-1 災害時における交通の禁止または制限する標識



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地は白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さはセンチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料10-2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知事印 公安委員会			
番号標に表示されている番号			
輸送人員または品名			
使用者	住所		
	氏名		
輸送日時			
輸送経路	出発地	経由地	目的地
備考			

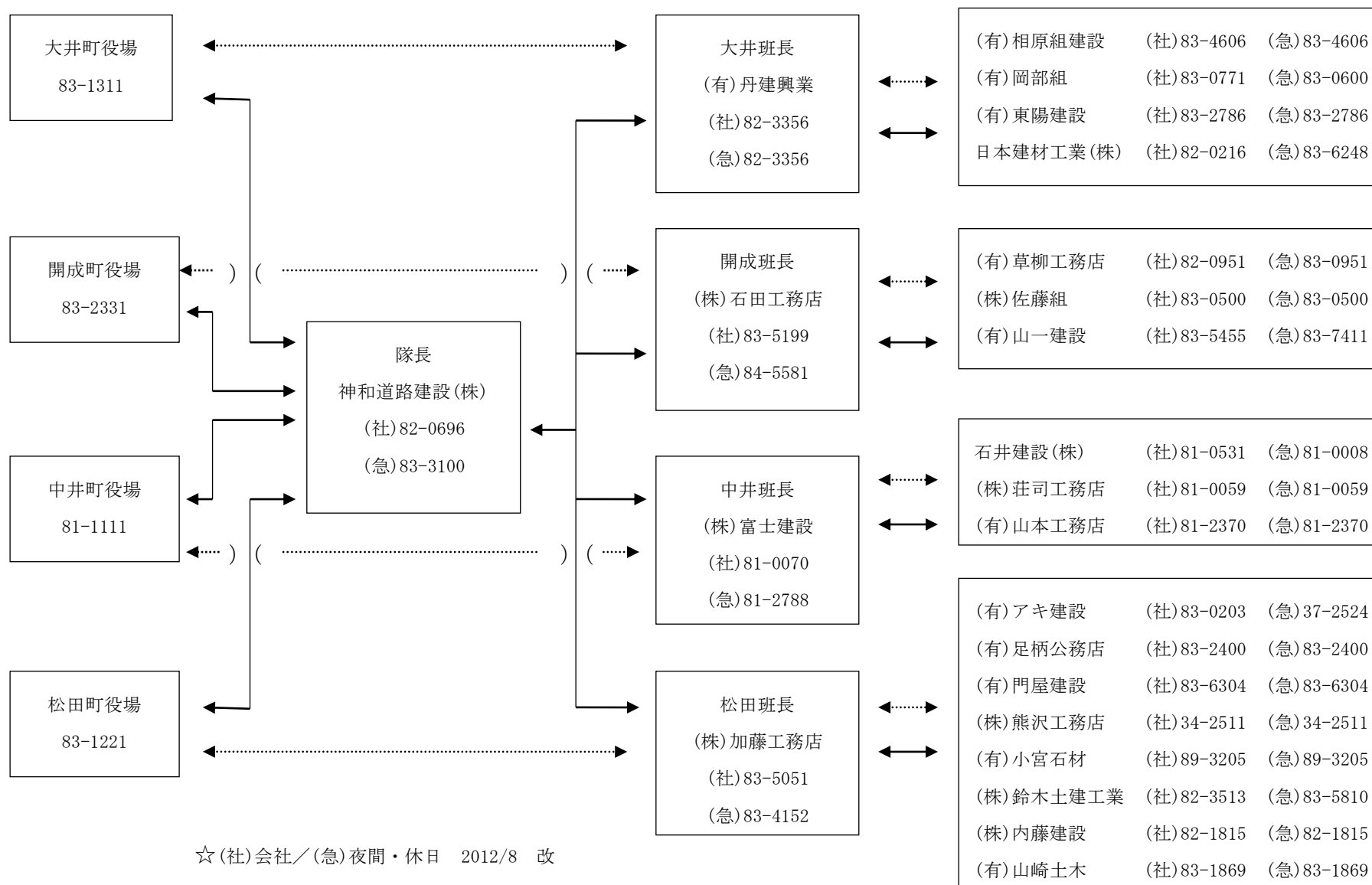
用紙は、日本工業規格 B 6 とする。

資料10-3 松田地区建設業協会緊急出動保有機械・人員概要

機 種		松田町	大井町	中井町	開成町
掘削機	0.4 m ³ 以上	5 台	3 台	7 台	3 台
	0.2 m ³ 以上	6 台	10 台	10 台	8 台
	0.1 m ³ 以下	11 台	5 台	5 台	11 台
トラクター シャベル	1.0 m ³ 以上	3 台			1 台
	1.0 m ³ 以下	4 台	7 台	4 台	2 台
ダンプ トラック	10 t	1 台	2 台		3 台
	4 t	4 台	1 台	2 台	6 台
	2 t	14 台	11 台	11 台	11 台
発動発電機	200V	3 台	3 台	2 台	
	100V	22 台	17 台	13 台	16 台
ポンプ	200mm	3 台	1 台		1 台
	150mm	3 台	2 台		4 台
	100mm	4 台	2 台	7 台	11 台
	50 mm	23 台	14 台	14 台	11 台
緊急出動人数		38 人	24 人	34 人	38 人

※出動人数は緊急時に連絡がとれる人数

資料10-4 松田地区建設業協会地区別災害工作組織



資料10-5 松田地区建設業協会名簿

地 区	業 者 名	代 表 者 名	所 在 地	T E L	F A X
大井町	(有)相原組建設	相原 一次	上大井 992	83-4606	83-1426
	(有)岡部組	岡部 宏子	西大井 451-3	82-0771	83-3039
	神和道路建設(株)	内藤 浩	金子 335	82-0696	82-9191
	(有)丹建材興業	丹 岩雄	西大井 192-4	82-9191	82-5213
	(有)東陽建設	瀬戸 陽介	金子 255	83-2786	83-2751
	日本建材工業(株)	飯山 耕平	金子 192	82-0216	82-0239
開成町	(株)石田工務店	石田 寿光	吉田島 3311-1	83-5199	83-5548
	(株)草柳工務店	草柳 里子	牛島 328	82-0951	82-4088
	(株)佐藤組	佐藤 隼人	吉田島 1592-1	83-0500	83-0569
	(有)山一建設	畠山 能男	中之名 375	83-5455	82-0288
中井町	石井建設(株)	石井 公	松本 1	81-0531	81-1540
	(株)荘司工務店	荘司 勝	北田 378	81-0059	81-3385
	(株)富士建設	文字 和男	井ノ口 2444-1	81-0070	81-3885
	(有)山本工務店	山本 健一	井ノ口 2434—22	81-2370	81-3885
松田町	(有)アキ建設	遠藤 秋彦	神山 356-3	83-0203	83-0203
	(有)足柄工務店	鍵和田 圭子	神山 277	83-2400	83-2473
	(株)加藤工務店	加藤 信也	松田総領 1861	83-5051	83-5061
	(有)門屋建設	二宮 雅樹	神山 246-3	83-6304	83-7304
	(株)熊沢工務店	熊澤 克彦	寄 2329	89-2013	34-2567
	(有)小宮石材	小宮 秀明	寄 5924	34-2567	89-3225
	(株)鈴木土建工業	鈴木 米三	松田総領 1718	82-3513	82-2283
	(株)内藤建設	内藤 臣子	松田庶子 417	82-1815	83-0595
(有)山崎土木	瀬戸 秀男	神山 180-11	83-1869	83-1869	

11. 防疫・保健衛生関連

資料11-1 感染症患者収用施設

施設名	所在地	電話
秦野赤十字病院	秦野市西大竹尾尻地区 43 街区	0463-81-3721
県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領 866-1	0465-83-0351
小田原市立病院	小田原市久野 46	0465-34-3175

資料11-2 第二種感染症指定医療機関

施設名	所在地	電話
県立足柄上病院	足柄上郡松田町惣領 866-1	0465-83-0351

12. 遺体の埋・火葬

資料12-1 遺体の火葬場所

処理区分	施設名	所在地	電話番号
火葬	小田原市斎場	小田原市久野 3664-8	0465-34-4909

13. 廃棄物関連

資料13-1 ごみ収集委託業者及び処理場

ごみ収集委託業者	所在地	電話
(有)共和衛生工業（不燃）	開成町延沢 642	0465-82-0030
金山商店（不燃）	開成町吉田島 3308	0465-82-0463
あしがら環境保全㈱（可燃）	南足柄市狩野 486	0465-74-0056

ごみ処理場	所在地	電話
足柄西部環境センター	山北町山北 3680	0465-76-4655

資料13-2 し尿処理委託業者及び処理場

し尿処理委託業者	所在地	電話
(有)共和衛生工業	開成町延沢 642	0465-82-0030

下水・し尿処理場	所在地	電話
酒匂管理センター（下水処理場）	小田原市西酒匂 1-1-54	0465-48-8315
足柄上衛生組合（し尿処理場）	南足柄市斑目 1547	0465-74-0722

14. 災害救助法関連

資料14-1 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

令和元年11月8日改正

1 救助の程度、方法及び期間

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	<p>1 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>2 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これらの適当な建物を利用することが困難なときは野外に仮設小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。</p> <p>3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>1 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費とし1人1日当たり330円とする。</p> <p>2 高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p>	<p>避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
応急仮設住宅	<p>応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)又はその他適切な方法により供与するものとする。</p>	<p>1 建設型応急住宅</p> <p>(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することを可能とする。</p> <p>(2) 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。</p> <p>(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。</p> <p>(4) 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置できるものとする。</p> <p>(5) 建設型応急住宅の供与終了に</p>	<p>1 建設型応急住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工しなければならない。</p> <p>2 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p> <p>3 建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内とする。</p>

救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間																		
			伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 2 賃貸型応急住宅 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて前号(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。																			
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	1 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 2 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物により行うものとする。	炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,160円以内とする。	炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																		
	飲料水の供給	飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。	飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。																		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり1又は2の表に掲げる額の範囲内とする。この場合において季別は、災害発生の日をもって決定する。 1 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施できる期間は、災害発生の日から10日以内とする。																		
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季(4月から9月まで)</th> <th>冬季(10月から翌年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>18,800円</td> <td>31,200円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>24,200円</td> <td>40,400円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>35,800円</td> <td>56,200円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>42,800円</td> <td>65,700円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>54,200円</td> <td>82,700円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の世帯</td> <td>54,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額</td> <td>82,700円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)	1人世帯	18,800円	31,200円	2人世帯	24,200円	40,400円	3人世帯	35,800円	56,200円	4人世帯	42,800円	65,700円	5人世帯	54,200円	82,700円	6人以上の世帯
季別 世帯区分	夏季(4月から9月まで)	冬季(10月から翌年3月まで)																				
1人世帯	18,800円	31,200円																				
2人世帯	24,200円	40,400円																				
3人世帯	35,800円	56,200円																				
4人世帯	42,800円	65,700円																				
5人世帯	54,200円	82,700円																				
6人以上の世帯	54,200円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに7,900円を加算した額	82,700円に世帯人員が6人以上1人を増すごとに11,400円を加算した額																				

救助の種類		救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間																					
			2 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯																						
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>季別 世帯区分</th> <th>夏季(4月から 9月まで)</th> <th>冬季(10月から翌 年3月まで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人世帯</td> <td>6,100円</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>2人世帯</td> <td>8,300円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>3人世帯</td> <td>12,400円</td> <td>18,400円</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>15,100円</td> <td>21,900円</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>19,000円</td> <td>27,600円</td> </tr> <tr> <td>6人以上の 世帯</td> <td>19,000円に世帯 人員が6人以上1 人を増すごとに 2,600円を加算し た額</td> <td>27,600円に世帯人 員が6人以上1人 を増すごとに3,600 円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	季別 世帯区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から翌 年3月まで)	1人世帯	6,100円	10,000円	2人世帯	8,300円	13,000円	3人世帯	12,400円	18,400円	4人世帯	15,100円	21,900円	5人世帯	19,000円	27,600円	6人以上の 世帯	19,000円に世帯 人員が6人以上1 人を増すごとに 2,600円を加算し た額	27,600円に世帯人 員が6人以上1人 を増すごとに3,600 円を加算した額	
季別 世帯区分	夏季(4月から 9月まで)	冬季(10月から翌 年3月まで)																							
1人世帯	6,100円	10,000円																							
2人世帯	8,300円	13,000円																							
3人世帯	12,400円	18,400円																							
4人世帯	15,100円	21,900円																							
5人世帯	19,000円	27,600円																							
6人以上の 世帯	19,000円に世帯 人員が6人以上1 人を増すごとに 2,600円を加算し た額	27,600円に世帯人 員が6人以上1人 を増すごとに3,600 円を加算した額																							
医療及 び助産	医療	<p>1 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>2 医療は救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことのできるものとする。</p> <p>3 医療は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 診療</p> <p>(2) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(3) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(4) 病院又は診療所への収容</p> <p>(5) 看護</p>	医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	医療を実施できる期間は、災害の発生日から14日以内とする。																					
	助産	<p>1 助産は、災害発生日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。</p> <p>2 助産は次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 分べんの介助</p> <p>(2) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p>	助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の8割以内の額とする。	助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。																					

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
被災者の救出	災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して捜索又は救出を行うものとする。	被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	被災者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。
被災した住宅の応急修理	住宅の応急修理は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うものとする。 1 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者(前号に該当する者を除く。)	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり次の額以内とする。 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円	住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了するものとする。
生業に必要な資金の貸与	生業に必要な資金の貸与については、別に定める。		
学用品の給与	1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 2 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目以内において現物をもつて行うものとする。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 1 教科書代 (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 2 文房具及び通学用品 小学校児童1人につき4,500円 中学校生徒1人につき4,800円 高等学校等生徒1人につき5,200円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については、15日以内とする。
埋葬	1 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 2 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給するものとする。 (1) 棺(附属品を含む。) (2) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。) (3) 骨つぼ及び骨箱	埋葬のため支出できる費用は、1体当たり、大人215,200円以内、小人172,000円以内とする。	埋葬を実施できる期間は、災害の発生の日から10日以内とする。

救助の種類	救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
死体の捜索	死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。	死体の捜索のため、支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。	死体の捜索の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
死体の処理	<p>1 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>2 死体の処理は、次の範囲内において行うものとする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理</p> <p>(2) 死体の一時保存</p> <p>(3) 検案</p> <p>3 検案は、原則として救護班によって行うものとする。</p>	<p>死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内の額とする。</p> <p>2 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費の額とし、既存建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内の額とする。これらの場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要なときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>3 検案が救護班によることができない場合は当該地域の慣行料金の額以内とする。</p>	死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。	障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、区市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が137,900円以内の額とする。	障害物の除去の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出は、次に掲げる事項に対して行うものとする。</p> <p>(1) 被災者の避難に係る支援</p> <p>(2) 医療及び助産</p> <p>(3) 被災者の救出</p> <p>(4) 飲料水の供給</p> <p>(5) 死体の捜索</p> <p>(6) 死体の処理</p> <p>(7) 救済用物資の整理配分</p>	救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

2 実費弁償

(1) 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第4条第1号から第4号までに規定する者

職種	日当	超過勤務手当	旅費
医師	21,600円	勤務1時間当たりの日当の額(日当の額を7.75で除して得た額をいう。)を基礎として職員の給与に関する条例(昭和26年東京都条例第75号)第15条第1項及び第2項の規定の例により算出した額	職員の旅費に関する条例(昭和26年東京都条例第七十六号)第二条第二項の規定により一級の職務にある者に支給される額相当額
歯科医師	20,700円		
薬剤師	17,900円		
保健師、助産師及び看護師	16,800円		
准看護師	13,600円		
診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士	14,700円		
歯科衛生士	14,200円		
救急救命士	17,100円		
土木技術者及び建築技術者	16,200円		
大工	25,600円		
左官	27,700円		
とび職	27,300円		

(2) 政令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

